

社会貢献活動でのアマチュア無線が利用できます

令和3年3月10日、電波法施行規則等の改正の公布が行われ、同日付けで施行されました。このことにより、**アマチュア無線の社会貢献活動における活用**や**小中学生**が家庭や学校で気軽に**アマチュア無線を体験**等ができるようになりました。

マラソン大会、花火大会、地域清掃等での利用が可能に

・ マラソン大会・体育大会・花火大会・地域のイベント・お祭り・児童の登下校補助・学校行事・地域の清掃活動・地域の観光案内など・有害鳥獣対策・消防団活動・地域の交流イベント・地域のボランティア活動・電波教室など

災害ボランティアでの利用

・ 被災者の集いなど・倒壊家屋の片付け・がれきの撤去・運搬・支援物資の仕分け・炊き出し・ボランティアセンターの運営・避難所・被災状況の確認・消防団活動の連絡補助・避難者の誘導・避難情報の収集・安否確認・避難所運営・自主防災活動

小中学生のアマチュア無線の実体験の機会が拡大

小中学生であれば無線の資格を持っていなくても、アマチュア無線有資格者の、家族（親や祖父母など）や同一の学校の教職員の監督（指揮・立会い）により、その有資格者が開設するアマチュア無線を特段の手続きなしで操作できます。

社会貢献活動等に使用する場合も、アマチュア無線に関する電波法令を守ってください。代表的なルールとしては、以下のようなものがあります。

- コールサイン（呼出符号）は必ず言いましょう。
- 周波数の使用区別（バンドプラン）を守りましょう。
- 他のアマチュア無線の運用を妨げないように心がけましょう。

